

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 岡山県

策定：令和 5年 3月 6日

I 収益性向上対策

1 目的

環太平洋パートナーシップ協定等による新たな国際環境の下で、本県では儲かる農林水産業の確立に向けて、米、麦、大豆等の土地利用型作物及び果樹、野菜、花き等の園芸作物の産地について、競争力を強化する必要がある。
そこで、地域で定めた産地パワーアップ計画に基づき、次の計画と整合性を図りつつ、取組主体、地域協議会、市町村及び県が一体となって、産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

- ①21おokayama農林水産プラン
- ②21世紀おokayama農業経営基本方針
- ③岡山県水田農業振興方針
- ④岡山県果樹農業振興計画（以下「果樹振興計画」という。）
- ⑤岡山県野菜農業振興計画（以下「野菜振興計画」という。）
- ⑥岡山県花き振興計画（以下「花き振興計画」という。）
- ⑦岡山県水田収益力強化ビジョン

2 基本方針

作物名	内容
土地利用型作物 （稲、麦、豆類、主要農作物種子） 畑作物・地域特産物 （そば、ハトムギ）	岡山県水田農業振興方針に基づき、需要に応じた売れる主食用米の生産、水田のフル活用による所得の向上等、儲かる農業経営を確立し、水田農業の持続的な発展を図る。 このため、農地集積による規模拡大や省力・低コスト技術の導入、また、麦、大豆、飼料用米等の作付けを推進する。 目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。
果樹、野菜、花き	果樹振興計画、野菜振興計画及び花き振興計画に基づき、本県が目指す「儲かる農業」をリードする高品質園芸産地を育成する。 このため、実需者ニーズを踏まえつつ、一層の低コスト・省力化・高品質生産を進めるとともに、担い手を中心に産地の面積拡大を進めることで供給力の強化を図る。 ○目標年度 1 目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。 2 果樹においては、苗木の導入から結果樹に達するまでには相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて、目標年度を事業実施年度から起算して5年を最長とした年度の範囲で設定できることとする。 3 果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組（ただし、2の場合を除く。）に係る目標年度は、事業実施年度から10年後とする。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業を効果的に実施するため、県、市町村、地域協議会及び関係団体が連携し、事業推進・指導に当たるものとする。

(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、地域協議会、市町村又は県（県民局、農業普及指導センター）に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査制度を高めるように努めるものとする。

また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（市町村、農業団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	<ul style="list-style-type: none">○補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付等要綱」という。）別表2のⅡ整備事業のメニュー欄1収益性向上対策に掲げる施設を助成対象とする。○取組要件 交付等要綱別記2の別紙1、共通1及び2の要件等を満たすものとする。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 交付等要綱別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械 ・成果目標の達成に必要な不可欠な農業機械等とし、別表2に掲げる機械を事業対象とする。 ただし、過剰な投資とならないよう規模決定を行うこととし、既存機械の単純更新は事業対象外とする。 ・中古農業機械等を対象とする場合は、故障等により事業中止とならないよう中古農業機械の適正性を確保するとともに、法定耐用年数の満了まで2年以上あること、一般競争入札又は複数の業者による見積の実施等、国の要件を満たすものとする。 ○果樹、野菜、花きの対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表1に掲げる品目を事業対象とする。 ○持続的畑作確立枠 畑作生産体系を構築する基幹作物は、麦類、豆類、雑穀、ばれいしょ、かんしょとする。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 交付等要綱別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械 ・成果目標の達成に必要な不可欠な農業機械等とし、別表2に掲げる機械を事業対象とする。 ・中古農業機械等を対象とする場合は、故障等により事業中止とならないよう中古農業機械の適正性を確保するとともに、法定耐用年数の満了まで2年以上あること、一般競争入札又は複数の業者による見積の実施等、国の要件を満たすものとする。 ○果樹、野菜、花きの対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表1に掲げる品目を事業対象とする。

④ 交付等要綱第5のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業

取組要件
<p>災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省農産局長が特に必要と認める場合については、関係規程に基づき、緊急に事業を実施することができる。</p>

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

地域協議会等は、産地パワーアップ計画に次の書類を添付の上、市町村を経由して県（県民局）へ提出することとする。

共通：施設及び農業機械等の共済又は保険等への加入に関する誓約書

I 基金事業

ア 整備事業

- ①取組主体事業計画書、②概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③費用対効果分析、④施設の規模算定根拠、⑤施設の能力、稼働期間等の詳細、⑥位置、配置図、平面図、⑦施設の管理運営規程（案）、⑧収支計画、⑨再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）
- ⑩前年度の青色申告書等（農業者の場合）、⑪其他必要な書類

イ 生産支援事業及び効果増進事業

- ①取組主体事業計画書、②見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③導入する機械等の規模算定根拠、④機械等のカタログの写し、⑤位置図、⑥費用対効果分析（農業機械導入の場合）、⑦前年度の青色申告書等（農業者の場合）、⑧事業主体が位置づけられた人・農地プランの写し（土地利用型作物等の場合）、⑨其他必要な書類

II 整備事業

I のアと同様

(2) 請求時

取組主体は、次の書類を添付の上、実績報告書を市町村へ提出し、市町村は事業の完了を確認の上、県へ実績報告書を提出することとする。

なお、市町村は地域協議会等を経由して助成金を交付する場合は、実績報告書についても、地域協議会を経由することとする。

県は岡山県農林関係補助事業等成功認定要項に基づき審査を行う。

I 基金事業

ア 整備事業

- ①出来高設計書、②業者選定（競争入札）願末書の写し、③完成写真、④納品書・請求書、⑤財産管理台帳、⑥施設の管理運営規程 其他必要な書類

イ 生産支援事業及び効果増進事業

- ①業者選定（入札）願末書の写し、②完成写真、③発注書、④納品書・請求書、⑤リース契約書（リース導入の場合）、⑥領収書（支払い済みの場合） 其他必要な書類

II 整備事業

I のアと同様

6 取組主体助成金の交付方法

取組主体助成金は、岡山県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づき交付することとし、県（県民局）から市町村を経由して取組主体又は共同申請者に交付する。
なお、市町村は地域協議会等を経由して取組主体へ助成金を交付することができるものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- (1) 整備事業については、原則として一般競争入札に付すこととする。生産支援事業、効果増進事業のうち、導入する農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図ることとする。
- (2) 取組主体又は共同申請者が、助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該助成金の一部を速やかに返納しなければならない。
- (3) 取組主体は、事業実施年度の翌年度の6月30日までに、取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、取組主体事業実施状況報告を作成し、地域協議会に提出することとする。
- (4) 取組主体は、本事業により整備した施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。なお、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、申請し、その承認を受けなければならない。
- (5) 本事業に係る書類は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間以上かつ補助対象財産の処分制限期間まで保管を行うものとする。
- (6) 実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税等相当額が確定した場合は、速やかに報告し、返納しなければならない。
- (7) 上記の条件の他、交付等要綱を準用する。

8 その他

- ・この実施方針の策定に伴い、産地パワーアップ事業都道府県事業実施方針（令和2年4月15日策定）は廃止する。
- ・産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）に基づき、令和4年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

Ⅱ 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承を行うため、後継者不在のハウスや樹園地等の生産基盤を新規就農者等に継承する際の再整備・改修、継承ニーズの把握・マッチング等が求められている。

そこで、地域で定めた産地パワーアップ計画に基づき、次の計画と整合性を図りつつ、取組主体、地域協議会、市町村及び県が一体となって、産地の生産基盤強化に向けた取組を総合的に支援する。

- ①21おかやま農林水産プラン
- ②21世紀おかやま農業経営基本方針
- ③岡山県水田農業振興方針
- ④岡山県果樹農業振興計画（以下「果樹振興計画」という。）
- ⑤岡山県野菜農業振興計画（以下「野菜振興計画」という。）
- ⑥岡山県花き振興計画（以下「花き振興計画」という。）
- ⑦岡山県水田収益力強化ビジョン

2 基本方針

作物名	
土地利用型作物 （稲、麦、豆類、主要農作物種子） 畑作物・地域特産物 （そば、ハトムギ）	岡山県水田農業振興方針に基づき、生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図りつつ、産地の生産規模を維持する。 目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。
果樹、野菜、花き	果樹振興計画、野菜振興計画及び花き振興計画に基づき、生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図りつつ、産地の生産規模を維持する。 ○目標年度 1 目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。 2 果樹においては、苗木の導入から結果樹に達するまでには相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて、目標年度を事業実施年度から起算して5年を最長とした年度の範囲で設定できることとする。 3 果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組（ただし、2の場合を除く。）に係る目標年度は、事業実施年度から10年後とする。
茶	生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図りつつ、産地の生産規模を維持する。 目標年度は事業実施年度の3年後とする。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

（1）本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業を効果的に実施するため、県、市町村、地域協議会及び関係団体が連携し、事業推進・指導に当たるものとする。

（2）地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、地域協議会、市町村又は県（県民局、農業普及指導センター）に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査制度を高めるように努めるものとする。

また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（市町村、農業団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
対象作物共通	<p>○取組要件 交付等要綱の別紙2-I-1の要件等を満たす取組を事業対象とする。 生産装置の継承・強化に向けた取組のうち産地における継承・強化の体制の構築の取組が実施されていることを必須とする。 補助率については交付等要綱の別表2-I-2の補助率欄に定めるとおりとする。(以下この4の(1)基金事業の欄の②から⑤まで同じ。)</p> <p>○補助対象 別紙一覧に定めるとおりとする。</p>
果樹、野菜、花き	<p>○対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表1(I収益性向上対策の別表1と同じ。以下同じ。)に掲げる品目を事業対象とする。</p>

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
対象作物共通	<p>○取組要件 交付等要綱の別紙2-I-2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 生産装置の継承・強化に向けた取組のうち産地における継承・強化の体制の構築の取組が実施されていることを必須とする。</p> <p>○補助対象 別紙一覧に定めるとおりとする。</p>
果樹	<p>○果樹の改植を行う場合の対象品目・品種 果樹の改植を行う場合の対象品目・品種は、本県で普及又は育成した品種であって、他の地域、他の品種と差別化され、ブランド化がなされている別表1に掲げる品目・品種とする。</p>
茶	<p>○茶の改植を行う場合の対象品目・品種 本県で広く普及・栽培されている次の品種とする。 やぶきた、おくみどり</p>

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
対象作物共通	<p>○取組要件 交付等要綱の別紙2-I-3の要件等を満たす取組を事業対象とする。 生産装置の継承・強化に向けた取組のうち産地における継承・強化の体制の構築の取組が実施されていることを必須とする。</p> <p>○補助対象 別紙一覧に定めるとおりとする。</p>
土地利用型作物 畑作物・地域特産物	○対象品目 稲、麦、豆類、主要農作物種子、そば、ハトムギ
果樹、野菜、花き	○対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表1に掲げる品目を事業対象とする。

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
対象作物共通	<p>○取組要件 交付等要綱の別紙2-I-4の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象 別紙一覧に定めるとおりとする。</p>
(ア) 産地における継承・強化体制の構築	
土地利用型作物 畑作物・地域特産物	○対象品目 稲、麦、豆類、主要農作物種子、そば、ハトムギ
果樹、野菜、花き	○対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表1に掲げる品目を事業対象とする。
茶	○対象品目 本県で広く普及・栽培されている次の品種とする。 やぶきた、おくみどり

(イ) 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング	
土地利用型作物 畑作物・地域特産物	○対象品目 稲、麦、豆類、主要農作物種子、そば、ハトムギ
果樹、野菜、花き	○対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表 1 に掲げる品目を事業対象とする。
(ウ) 円滑な継承のための生産装置の維持・管理	
土地利用型作物 畑作物・地域特産物	○対象品目 稲、麦、豆類、主要農作物種子、そば、ハトムギ
果樹、野菜、花き	○対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表 1 に掲げる品目を事業対象とする。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
対象作物共通	○取組要件 交付等要綱の別紙 2-I-5 の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象 別紙一覧に定めるとおりとする。
(ア) 栽培管理、労務管理等の技術実証	
土地利用型作物 畑作物・地域特産物	○対象品目 稲、麦、豆類、主要農作物種子、そば、ハトムギ
果樹、野菜、花き	○対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表 1 に掲げる品目を事業対象とする。

(イ) 技術継承・普及のための研修等による人材育成	
土地利用型作物 畑作物・地域特産物	○対象品目 稲、麦、豆類、主要農作物種子、そば、ハトムギ
果樹、野菜、花き	○対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表 1 に掲げる品目を事業対象とする。
(ウ) 農業機械の安全取扱技術の向上支援	
土地利用型作物 畑作物・地域特産物	○対象品目 稲、麦、豆類、主要農作物種子、そば、ハトムギ
果樹、野菜、花き	○対象品目 果樹振興計画、野菜振興計画及び野菜生産出荷安定法、花き振興計画を基本に、別表 1 に掲げる品目を事業対象とする。

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

地域協議会等は、産地パワーアップ計画に次の書類を添付の上、市町村を経由して県（県民局）へ提出することとする。

共通：施設及び農業機械等の共済又は保険等への加入に関する誓約書

I 基金事業

ア 農業用ハウスの再整備・改修

- ①取組主体事業計画書、②見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③導入する機械等の規模算定根拠、④機械等のカタログの写し、⑤位置図、⑥費用対効果分析（農業機械導入の場合）、⑦前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑧生産装置の継承・強化に向けた取組の実施内容が分かる書類
- ⑨本格的な営農を開始していないことが確認できる書類、⑩その他必要な書類

イ 果樹園・茶園等の再整備・改修

- ①取組主体事業計画書、②見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③位置図、④前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑤生産装置の継承・強化に向けた取組の実施内容が分かる書類、⑥本格的な営農を開始していないことが確認できる書類、⑦その他必要な書類

ウ 農業機械の再整備・改良

- ①取組主体事業計画書、②見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③導入する機械等の規模算定根拠、④機械等のカタログの写し、⑤位置図、⑥費用対効果分析、⑦前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑧継承者の5年後の営農計画、⑨生産装置の継承・強化に向けた取組の実施内容が分かる書類
- ⑩その他必要な書類

エ 生産装置の継承・強化に向けた取組

- ①取組主体事業計画書、②見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③位置図、④生産装置の継承・強化に向けた取組の計画書
- ⑤その他必要な書類

オ 生産技術の継承・普及に向けた取組

- ①取組主体事業計画書、②見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③導入する機械等の規模算定根拠、④機械等のカタログの写し、⑤位置図、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑦その他必要な書類

II 整備事業

- ①取組主体事業計画書、②概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③費用対効果分析、④施設の規模算定根拠、⑤施設の能力、稼働期間等の詳細、⑥位置、配置図、平面図、⑦施設の管理運営規程（案）、⑧収支計画、⑨再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）
- ⑩前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑪その他必要な書類

(2) 請求時

取組主体は、次の書類を添付の上、実績報告書を市町村へ提出し、市町村は事業の完了を確認の上、県へ実績報告書を提出することとする。なお、市町村は地域協議会等を経由して助成金を交付する場合は、実績報告書についても、地域協議会を経由することとする。県は岡山県農林関係補助事業等成功認定要項に基づき審査を行う。

I 基金事業

ア 農業用ハウスの再整備・改修

- ①業者選定（入札）顛末書の写し、②完成写真、③発注書、④納品書・請求書、⑤リース契約書（リース導入の場合）、⑥領収書（支払い済みの場合） その他必要な書類

イ 果樹園・茶園等の再整備・改修

- ①業者選定（入札）顛末書の写し、②完成写真、③発注書、④納品書・請求書、⑤領収書（支払い済みの場合） その他必要な書類

ウ 農業機械の再整備・改良

アと同様

エ 生産装置の継承・強化に向けた取組

- ①業者選定（入札）顛末書の写し（生産資材購入の場合）、②取組の報告書、③発注書、④納品書・請求書、⑤領収書（支払い済みの場合） その他必要な書類

オ 生産技術の継承・普及に向けた取組

- ①業者選定（入札）顛末書の写し、②取組の報告書、③発注書、④納品書・請求書、⑤リース契約書（リース導入の場合）、⑥領収書（支払い済みの場合） その他必要な書類

II 整備事業

- ①出来高設計書、②業者選定（競争入札）顛末書の写し、③完成写真、④納品書・請求書、⑤財産管理台帳、⑥施設の管理運営規程 その他必要な書類

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

産地パワーアップ計画の認定に当たっては、産地パワーアップ計画書1の(5)計画の内容欄に記載された成果目標について、次の区分に基づき算定した値(以下「算定値」という)の高い順に並べ、予算枠の範囲内で算定値が上位の産地パワーアップ計画から順に要望額に相当する額を配分する。

ただし、合計した算定値が同一の場合は、成果目標の算定値、面積の算定値の順に、その算定値が高い産地パワーアップ計画を優先して配分する。

区 分	算定方法
成果目標 (右欄のいずれか一つ)	・総販売額 $\frac{\text{目標販売額}}{\text{現状販売額}} = \text{算定値}$
	・総作付面積 $\frac{\text{目標総作付面積}}{\text{現状総作付面積}} = \text{算定値}$

7 取組主体助成金の交付方法

取組主体助成金は、岡山県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づき交付することとし、県(県民局)から市町村を経由して取組主体に交付する。なお、市町村は地域協議会等を経由して取組主体へ助成金を交付することができるものとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- (1) 整備事業については、原則として一般競争入札に付すこととする。農業用ハウスの再整備・改修、農業機械の再整備・改良及び生産技術の継承、普及に向けた取組のうち、導入する農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図ることとする。
- (2) 取組主体又は共同申請者が、助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該助成金の一部を速やかに返納しなければならない。
- (3) 取組主体は、事業実施年度の翌年度の6月30日までに、取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、取組主体事業実施状況報告を作成し、地域協議会等に提出することとする。
- (4) 取組主体は、本事業により整備した施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。なお、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、申請し、その承認を受けなければならない。
- (5) 本事業に係る書類は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間以上かつ補助対象財産の処分制限期間まで保管を行うものとする。
- (6) 実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税等相当額が確定した場合は、速やかに報告し、返納しなければならない。
- (7) 上記の条件の他、交付等要綱を準用する。

9 その他

—

別表 1

産地生産基盤パワーアップ事業

1 園芸関係対象品目一覧表（果樹、野菜、花き）

区分	事業対象となる品目
果樹	<p>【果樹農業振興計画の振興品目】 もも、ぶどう、なし、いちじく、かき、みかん</p>
野菜	<p>【野菜農業振興計画の振興品目】 なす、トマト、アスパラガス、きゅうり、いちご、はくさい、キャベツ、たまねぎ、レタス、ねぎ、だいこん</p> <p>上記以外の品目で、野菜生産出荷安定法に定める指定野菜及び特定野菜（ただし、生しいたけは除く）並びに各地域で関係機関が一体となり振興計画等を定めている品目</p>
花き	<p>【花き振興計画の生産振興品目】 重点品目：スイートピー、りんどう 振興品目：ばら、洋ラン類（鉢もの）、鉢もの類・花壇用苗もの類、きく類、切り枝花木、ラークスパー、ブプレウラム、ソリダゴ、クレマチス、きんぎょそう、しゃくやく 地域推奨品目：アルストロメリア、花ばす</p>

2 果樹の改植を行う場合の対象品目、品種及び選定理由

品目名	品種名
もも	はなよめ、さきがけはくとう、日川白鳳、加納岩白桃、白鳳、清水白桃、おかやま夢白桃、白麗、瀬戸内白桃、恵白、岡山PEH7号、岡山PEH8号、玄桃
ぶどう	マスカット・オブ・アレキサンドリア、ピオーネオーロラブラック、シャインマスカット、紫苑、瀬戸ジャイアンツ
<p>【選定理由】 岡山県果樹農業振興計画に位置づけられた品目のうち、市場からさらなる供給力強化に対するニーズが特に強く、かつ市場競争力を有する品種であるため。</p>	

別表2

産地生産基盤パワーアップ事業 対象農業用機械等

対象作物	補助の対象
土地利用型作物 畑作物・地域特産物	トラクター
	田植機
	コンバイン
	ドローン
	水田用乗用型多目的作業機
	その他、成果目標の達成に向けて必要な機械・設備等
果樹	トラクター
	スピードプレーヤー
	動力噴霧機
	乗用草刈機
	農業用管理機
	高所作業台車
	その他、成果目標の達成に向けて必要な機械・設備等
野菜・花き	トラクター
	乗用草刈機
	農業用管理機
	耕土改良・造成機械
	施肥・防除機
	移植機
	収穫機
	出荷調整機
	乗用型運搬作業車
	その他、成果目標の達成に向けて必要な機械・設備等

産地生産基盤パワーアップ事業
基金事業：生産基盤強化対策の事業対象

1 農業用ハウスの再整備・改修

- ①農業用ハウスの再整備・改修
 - (ア) 既存のハウスの骨組みとなるパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材の購入に要する経費
 - (イ) パイプハウスの再整備(立て直し)に必要な資材の購入に要する経費(ただし、低コスト耐候性ハウスへの再整備(立て直し)については整備事業で対応)
 - (ウ) (ア)又は(イ)の取組を行う場合の施工に要する経費(ただし、自力施工が困難な場合に限る)
 - (エ) (ア)又は(イ)の取組を行う場合のパイプハウスの解体、撤去及び移設に要する経費(ただし、自力施工が困難な場合に限る)

- ②養液栽培装置、複合環境制御装置等の内部設備の導入及びリース導入

【留意事項】

- ・再整備(立て直し)は、原則耐用年数を経過しているものに限る。
- ・鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行わなければならないようなハウスなどは助成対象外とする。

2 果樹園・茶園等の再整備・改修

- ①既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に要する資材費及び役務費
- ②果樹等の改植等に要する経費
- ③既存の樹体支持装置や被害防止装置等の再整備又は改修に必要な資材の購入に要する経費
- ④③の取組を行う場合の施工に要する経費(ただし自力施工が困難な場合に限る。)
- ⑤既存の設備の解体、撤去及び移設に要する経費(ただし自力施工が困難な場合に限る。)

3 農業機械の再整備・改良

- ①農業機械の再整備においては、作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の承継に必要な農業機械の導入又はリース導入に要する経費
- ②農業機械の改良においては、作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の承継に必要な農業機械の改良に要する経費(資材費、役務費に限る。)
- ③上記①及び②の対象機械は、I 収益性向上対策の別表2に準じる。

4 生産装置の継承・強化に向けた取組

- ①産地における継承・強化体制の構築
推進会議の開催、農業用ハウスや樹園地等の再整備・改修の検討等に係る経費
- ②生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング
農業機械等の生産装置に係る継承ニーズの調査・分析、空きハウス、園地リストの整備、新規就農者や担い手への広報用資料作成、セミナー開催、継承のあっせん手続
- ③生産装置の維持管理
再整備・改良したハウスや樹園地等を農協等の受け皿組織が継承後、新規就農者や担い手に貸付を行うまでの間、良好な状態で維持管理するための経費

5 生産技術の継承・普及に向けた取組

- ①栽培管理、労務管理等の技術実証
会議の開催、実証技術の調査・分析、実証に直接必要な分析機器、農業機械の導入又はリース導入、ほ場の借り上げ、果樹等の改植等
- ②技術継承・普及のための研修等による人材育成
座学による研修や、ほ場における実地研修、農業用ハウスの自力施工等の技能取得に必要な実地研修(OJT研修含む)等の実施と研修効果の測定
取組主体の構成員が参加する外部の研修会等の受講費
- ③農業機械の安全取扱技術の向上支援
大型特殊免許(農耕車に限る)やけん引免許(農耕車に限る)のための実技及び座学(実技の講習を必須とする。)による研修会開催等

【留意事項】

- ・栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備については、整備事業で実施する。
- ・大型特殊免許(農耕車に限る)やけん引免許(農耕車に限る)の取得のため研修では、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得や安全講習等も行うことができるものとする。
本取組に必要な農業機械はトラクター、けん引式作業機等とする。

6 各取組共通事項

- ・成果目標の達成に必要な不可欠な農業機械等とし、別表2に掲げる機械を事業対象とする。ただし、過剰な投資とならないよう規模決定を行うこととし、既存機械の単純更新は事業対象外とする。
- ・中古農業機械等の導入を対象とする場合は、故障等により事業中止とならないよう中古農業機械の適正性を確保するとともに、法定耐用年数の満了まで2年以上あること、一般競争入札又は複数の業者による見積の実施等、国の要件を満たすものとする。